

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（ 経済産業省経済産業政策局企業行動課）

項目名	申告・納税手続に関する制度及び運用に係る所要の整備										
税目	-										
要望の内容	申告・納税等の税務手続の一層のデジタル化の推進等の観点から、企業等の事務負担軽減やバックオフィス効率化に資するよう、利便性向上等を図るための所要の見直しを講ずる。										
	<table border="1"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>-</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>(制度自体の減収額)</td> <td>( -</td> <td>百万円)</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td>( -</td> <td>百万円)</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	-	百万円	(制度自体の減収額)	( -	百万円)	(改正増減収額)	( -	百万円)	
平年度の減収見込額	-	百万円									
(制度自体の減収額)	( -	百万円)									
(改正増減収額)	( -	百万円)									

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>申告・納税等の税務手続の一層のデジタル化の推進等の観点から利便性向上等を図るための所要の見直しを講ずることで、企業等の事務負担軽減やバックオフィス効率化等を目指す</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>骨太の方針に「デジタル社会にふさわしい税制の構築及び納税環境の整備と適正・公平な課税を実現する」とされていることから、税務手続について一層デジタル化を推進する必要がある。</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）</p> <p>第 3 章 中長期的に持続可能な経済社会の実現</p> <p>1. 「経済・財政新生計画」の推進（税制改革）</p> <p>骨太方針 2024 等も踏まえ、コストカット型経済から脱却し、成長型経済への移行を実現するとの基本的考え方の下、経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、ローバル化等の経済社会の構造変化に対応したあるべき税制の具体化に向け、包括的な検討を進める。物価上昇局面の対応や格差の是正及び所得再分配機能の適切な発揮を始めとする観点から、各種所得の課税の在り方及び人的控除を始めとする各種控除の在り方の見直しを含む所得税の抜本的な改革の検討を進める。EBPMの取組を着実に推進するとともに、デジタル社会にふさわしい税制の構築及び納税環境の整備と適正・公平な課税を実現する観点から、制度及び執行体制の両面からの取組を強化するほか、新たな国際課税ルールへの対応を進める。</p>	
	今回の要望（租	合理性
		<p>政策の達成目標</p> <p>-</p>

		租税特別措置の適用又は延長期間	-
		同上の期間中の達成目標	-
		政策目標の達成状況	-
	有効性	要望の措置の適用見込み	-
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	-
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	-
		予算上の措置等の要求内容及び金額	-
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-
		要望の措置の妥当性	-
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 関連する事項	租税特別措置の適用実績	-
租特透明化法に基づく適用実態調査結果		-	

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	-
	前回要望時の達成目標	-
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	-
これまでの要望経緯	継続要望	